

健康長寿しまねマスコットキャラクター管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康長寿日本一を目指した健康長寿しまねの啓発広報の媒体として、島根県健康福祉部健康推進課（以下「健康推進課」という。）が定めた健康長寿しまねマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(キャラクター及びその規格)

第2条 キャラクター及びその規格は、別紙1のとおりとする。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを印刷物及びその他の物品に加工する場合は、前条に定める規格によることとし、正確な再現が出来ない場合でも可能な限り規格に近いものとしなければならない。

2 規格に定める健康長寿しまね及び愛称の「まめなくん」の文字の使用は随意とする。

(使用の基準)

第4条 キャラクターは、健康長寿しまねを推進するため有効と思われる用途に使用することとし、島根県以外の機関および団体が使用したい場合は、使用申請書（別紙2）をキャラクター使用内容がわかる資料を添えて県健康推進課へ提出する。なお、次に掲げる用途に使用することはできない。

- (1) 営利の対象として売買すること
- (2) 公序良俗に反する事柄に使用すること

(使用の承認)

第5条 県は、前条に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が県の目的に合致すると認めるときは、使用を承認する書面（別紙3）を申請者へ送付する。

(バリエーション)

第6条 第2条に定める規格によらないバリエーションによりキャラクターを使用しようとする時は、健康推進課と協議の上決定する。

(その他)

第7条 その他使用に関し、定めがない事項については、その都度当事者と健康推進課が協議して定める。

(附則)

この要綱は、平成20年3月14日から施行する。

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。